

## 甲府市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「規則」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同規則」という。）に定めるもののほか、甲府市内におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録制度について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、令、規則及び共同規則の定めるところによる。

### (事前協議)

第3条 法第5条第1項の規定によりサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を法第6条第1項の規定により申請しようとする者（以下「登録申請者」という。）

は、申請の前に別に定める事前協議を行わなければならない。ただし、法第5条第2項の登録の更新にあつてはこの限りではない。

2 法第6条第1項の規定による登録の申請は、前項の事前協議の後及び建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた後（各項に規定する確認が必要な場合に限る。）に行うものとする。

### (登録の申請)

第4条 登録申請者は、共同規則第4条に規定する申請書（共同規則別記様式第一号）に共同規則第7条に規定する書類のほか第5条各号に掲げる書類を添付し、1部提出するものとする。

2 登録申請者は、原則として、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が運営管理する「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」を活用するものとする。

### (登録申請書の添付書類)

第5条 共同規則第7条第4号の書類は、加齢対応構造等のチェックリスト（様式1）とする。

2 共同規則第7条第14号に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合

- を含む。)の規定による確認済証の写し
- 二 登録を受けようとする者が、サービス付き高齢者向け住宅等について地上権、賃借権又は使用貸借による権利により事業を行う場合にあっては、その旨を証する書類
  - 三 共同規則第9条の「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」にあっては使用計画等を示した各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される理由書
  - 四 その他市長が必要と認め別に指示するもの

(登録の基準)

第6条 共同規則第8条の床面積の算定方法は、次の各号によるものとする。

- 一 共同規則第8条の「その他居住の用に供する部分」とは、入居者が常時使用することができる浴室、脱衣室、収納設備、共用トイレその他居室内にあるべき機能を代替する設備とする。
  - 二 共同規則第8条の「十分な面積を有する場合」とは、各住戸の床面積に、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（以下「共同利用設備」という。）の床面積の合計をその共同利用設備を使用する住戸数で除した値を加えた値が、25平方メートル以上の場合とする。
- 2 共同規則第9条の「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、具体的な使用計画等により、それが認められる場合とする。

(登録申請書の審査)

第7条 市長は、法第5条第1項の登録の申請があったときは、法第7条第1項の基準のほか、前条で定める基準に照らして審査するものとする。

(登録の実施)

- 第8条 市長は、法第5条第1項の登録をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式2）により当該登録を受けた者に通知するものとする。
- 2 市長は、法第7条第4項の通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準不適合通知書（様式3）によるものとする。

(登録の拒否)

第9条 市長は、法第8条第1項の規定により登録を拒否したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式4）により当該登録の申請をした者に通知するものとする。

(登録事項等の変更)

第10条 法第9条第1項の規定による届出は、共同規則第16条第1項に規定する登録事項等変更届出書（共同規則別記様式第二号）を市長に提出して行うものとする。その場合、共同規則第7条に規定する書類等のうち、当該変更内容が確認できるものを添付することとする。

2 市長は、法第9条第3項の変更の登録をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業変更登録通知書（様式5）により当該変更登録を受けた者に通知するものとする。

（登録簿の閲覧）

第11条 法第10条の規定による登録簿の閲覧は、甲府市まちづくり部まちづくり室住宅課において行うものとする。

2 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

3 閲覧の場所の休日は、甲府市の休日を定める条例（平成元年条例第13号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

（地位の承継）

第12条 法第11条第3項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業地位承継届出書（様式6）によるものとする。

（廃業等の届出）

第13条 法第12条第1項および第2項の届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等届出書（様式7）によるものとする。

（登録の抹消）

第14条 法第13条第1項第1号の申請は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（様式8）を市長に提出することにより行うものとする。

（状況報告）

第15条 登録事業者又は管理等受託者は、市長から法第24条第1項の規定による報告を求められたときは、サービス付き高齢者向け住宅の業務実施状況等報告書（様式9）により報告するものとする。

（事業開始報告）

第16条 登録事業者又は管理等受託者は、登録事業を開始したときは、事業開始日から30日以内にサービス付き高齢者向け住宅の登録事業開始報告書（様式10）により市長に届け出るものとする。

（定期報告）

第17条 登録事業者又は管理等受託者は、毎年12月末日現在における登録事業の状況について、翌年の1月末日までに、サービス付き高齢者向け住宅の定期報告書（様式11）により市長に報告するものとする。

（事故報告）

第18条 登録事業者又は管理等受託者は、サービス付き高齢者向け住宅において重大な事故が発生したときは、直ちに当該事故の内容を市長に報告するものとする。

(立入検査)

第19条 市長は、法第24条第1項の規定により、立入検査を実施することができる。

2 立入検査は、原則として事業開始後、1年以内に初回の検査を実施し、以後、必要に応じて随時実施する。

3 立入検査の実施にあたっては、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者に対し事前に通知する。

(登録の取消し)

第20条 法第26条第3項の通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書(様式12)によるものとする。

(雑 則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

様式1-① (要綱第5条関係)

加齢対応構造等のチェックリスト 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第9号に規定する基準】			
1. 申請事業の内容 <input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 改修			
<small>既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第54条第1号に規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備については、別紙2②の基準が適用されることがあります。この判断は登録時に登録主体によって行われますので、ご注意ください。</small>			
2. バリアフリー基準への対応状況		<input type="checkbox"/> のある欄は、該当するものを <input checked="" type="checkbox"/> に置き換えてください	<input type="checkbox"/> を■に置き換えてください 自由欄はなるべく具体的に記述してください
住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	添付資料の 対応箇所等 資料番号・ 該当ページ
<b>A 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第9号に規定する基準】</b>			
一 床は、原則として段差のない構造のものであること。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	B(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準)の1(1)、2(1)、2(3)記載参照	
二 廊下の幅 主たる廊下の幅は、七十八センチメートル以上 (柱の存する部分にあっては、七十五センチメートル以上)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(2)記載参照	
三 出入口の幅 主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上 浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(2)記載参照	
四 浴室 浴室の短辺は百三十センチメートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、百二十センチメートル以上) 面積は二平方メートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、一・八平方メートル以上)	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 一戸建て以外 <input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 → <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 一戸建て以外 <input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の短辺 <input type="text"/> cm ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の面積 <input type="text"/> m <sup>2</sup>	
五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。 $T \geq 19.5$ (T: 踏面の寸法) $R \div T \leq 22 \div 21$ (R: けあげの寸法) $55 \leq T + 2R \leq 65$	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(3)記載参照	
六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。 $T \geq 24$ (T: 踏面の寸法) $55 \leq T + 2R \leq 65$ (R: けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	Bの2(2)記載参照	
七 以下には手すりを設けること 便所 浴室 住戸内の階段	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(4)記載参照	
八 階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターを設置すること。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	Bの2(3)記載参照	



(2) 通路及び出入口の幅員 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間内の通路の有効幅員が780mm(柱等の箇所)にあつては750mm)以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 通路の有効幅員 <input type="text"/> mm 柱等の箇所の有効幅員 <input type="text"/> mm				
	ロ 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750mm(浴室の出入口にあつては600mm)以上であること。	<input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 →	出入口の有効幅員 <input type="text"/> mm 浴室出入口の有効幅員 <input type="text"/> mm				
(3) 階段 ※専用住戸内部	住戸内の階段の各部の寸法が次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設置されている場合にあつては、この限りではない	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段があるがホームエレベータも設置	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 <input type="text"/> / <input type="text"/>				
	イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上850mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 ロ 蹴込みが30mm以下であること。 ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあつては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分	<input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段があるが左欄をみたさず非適合 →	けあげの寸法 <input type="text"/> mm 踏面の寸法 <input type="text"/> mm ※(けあげ)×2+(踏面) = <input type="text"/> mm 蹴込みの寸法 <input type="text"/> mm <input type="checkbox"/> 回り階段ではない <input type="checkbox"/> 以下に該当しない回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄③に該当する回り階段				
(4) 手すり ※専用住戸内部	イ 手すり、次の表の(イ)項に掲げる空間ごとに、(ロ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあつては、日常生活空間内に存するものに限る。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない					
	<table border="1"> <tr> <td>(イ)</td> <td>(ロ)</td> </tr> <tr> <td>空間</td> <td>手すりの設置の基準</td> </tr> </table>	(イ)	(ロ)	空間	手すりの設置の基準	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段があるがホームエレベータも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段があるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 <input type="text"/> / <input type="text"/> 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ <input type="text"/> mm
	(イ)	(ロ)					
	空間	手すりの設置の基準					
	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあつては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあつては、この限りでない。					
	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合				
	浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に浴室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合				
	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/> 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 下地処理があり適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合				
	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に脱衣室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 下地処理があり適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合				
	ロ 転落防止のための手すり、次の表の(イ)項に掲げる空間ごとに、(ロ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない					
<table border="1"> <tr> <td>(イ)</td> <td>(ロ)</td> </tr> <tr> <td>空間</td> <td>手すりの設置の基準</td> </tr> </table>	(イ)	(ロ)	空間	手すりの設置の基準	<input type="checkbox"/> 該当部位なし → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさない →	<input type="checkbox"/> 住戸内にバルコニーなし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 <input type="checkbox"/> 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ <input type="text"/> mm 手すりの腰壁等からの高さ <input type="text"/> mm 手すりの床面からの高さ <input type="text"/> mm	
(イ)	(ロ)						
空間	手すりの設置の基準						
バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。						
2階以上の窓	① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあつては、床面から800mm(3階以上の窓にあつては1,100mm)以上の高さに達するように設けられていること。 ② 窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 窓台等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさない →	<input type="checkbox"/> 住戸内に窓なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 <input type="checkbox"/> 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 窓台等の高さ <input type="text"/> mm 手すりの窓台等からの高さ <input type="text"/> mm 2F: 手すりの床面からの高さ <input type="text"/> mm 3F以上: 手すりの床面からの高さ <input type="text"/> mm				

(4) 手すり ※専用住戸 内部	廊下及び階段 (開放されている側に限る)	① 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当部なし → <input type="checkbox"/> 該当部あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部あり 左欄をみたくない →	<input type="checkbox"/> 住戸内に開放廊下・階段なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 <input type="checkbox"/> 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし  ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm		
	ハ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。		<input type="checkbox"/> 該当部なし <input type="checkbox"/> 該当部あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部あり 左欄をみたくない →		該当する手すり子の間隔 mm	
(5) 部屋の配置 ※専用住戸内部	日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。		<input type="checkbox"/> 住戸内に階の別はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階の別はあるが同一階にあり、適合 <input type="checkbox"/> 同一階になく非適合			
(6) 便所及び寝室 ※専用住戸 内部	イ 日常生活空間の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。		<input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合	<input type="checkbox"/> 腰掛け式便器を使用		
	① 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。		<input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたくさず非適合 →	※以下、複数ある場合は最も厳しい状況を記入 長辺の内法寸法 mm		
	② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。		<input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたくさず非適合 →	便器と壁の距離 mm		
	ロ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。		<input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたくさず非適合 →	寝室の面積(内法寸法) m <sup>2</sup>		
2 住宅の共用部分に係る基準						
(1) 共用廊下	住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。		<input type="checkbox"/> 該当する共用廊下なし(長屋形式等) <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合			
	イ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差なく適合 <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差があり非適合			
	ロ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 高低差があるが基準対応して適合 <input type="checkbox"/> 高低差あり基準未対応で非適合	<input type="checkbox"/> 共用廊下がない <input type="checkbox"/> 共用廊下に高低差がない		
	① 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあっては1/8以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたくさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm <input type="checkbox"/> 傾斜路のみで対応 <input type="checkbox"/> 傾斜路と段の併設で対応(②に記述) 設けた傾斜路勾配 1/		
	② 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④までに掲げる基準に適合していること。		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入		
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたくさず①②非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)×2+(踏面)= mm		
	② 蹴込みが30mm以下であること。			蹴込みの寸法 mm		
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。		<input type="checkbox"/> 該当しない	最上段食い込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
	④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。		<input type="checkbox"/> 左欄をみたして③④適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたくさず③④非適合 →	手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ mm		
	ハ 手すりが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 手すりを設置して適合 → <input type="checkbox"/> 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの床面からの高さ mm		
① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分		<input type="checkbox"/> 該当部で手すり設置を回避した → <input type="checkbox"/> 該当部は全く適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所:			
② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分		<input type="checkbox"/> 該当部で手すり設置を回避した → <input type="checkbox"/> 該当部は全く適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所:			

(1) 共用廊下	<p>二 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。</p> <p>② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当部なし →  <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたまない →	<p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入</p> <input type="checkbox"/> 開放された共用廊下なし <input type="checkbox"/> 存在するが1階のため適用外  腰壁等の高さ                    mm 手すりの腰壁等からの高さ                    mm 手すりの床面からの高さ                    mm  該当する手すり子の間隔                    mm
	<p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。</p> <p>② 蹴込みが30mm以下であること。</p> <p>③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。</p> <p>④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当する共用階段なし(平屋建て等) <input type="checkbox"/> 全適合 <input type="checkbox"/> 部分適合 <input type="checkbox"/> 非適合  <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合  <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみまして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず①②非適合 →	<input type="checkbox"/> ①～④に適合 <input type="checkbox"/> 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合  けあげの寸法                    mm 踏面の寸法                    mm ※ (けあげ) x 2 + (踏面) =                    mm 蹴込みの寸法                    mm
(2) 主たる共用の階段	<p>ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。</p> <p>① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。</p> <p>② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当部なし →  <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたまない →	<input type="checkbox"/> 開放された廊下・階段なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下  腰壁等の高さ                    mm 手すりの腰壁等からの高さ                    mm 手すりの踏面先端からの高さ                    mm  該当する手すり子の間隔                    mm
	<p>住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、…①かつ、エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。…②</p> <p>イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① エレベーターの出入口の有効幅員が800mm以上であること。</p> <p>② エレベーターホールに一边を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。</p> <p>ロ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当部なし(1)全住戸が出入口階(左の基準①) <input type="checkbox"/> 左2～3行目をみまして適合 → <input type="checkbox"/> 非適合  <input type="checkbox"/> 該当部なし(2)EV使わず出入口 <input type="checkbox"/> イ～ハをみたまさず経路あり適合 <input type="checkbox"/> 非適合  <input type="checkbox"/> 該当部なし(エレベーター非設置等) <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合  <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみまして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず非適合 →  <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみまして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず非適合 →  <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差なく適合 <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差があり非適合	以下及びイ～ハ記入なしで可 <input type="checkbox"/> エレベータで出入口階に到達 <input type="checkbox"/> 1階分の階段で出入口階に到達  以下及びイ～ハ記入なしで可  エレベーター出入口の有効幅員                    mm  確保できる正方形の一边の長さ                    mm

(3) エレベーター	ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない→ <input type="checkbox"/> 高低差があるが基準対応して適合 <input type="checkbox"/> 高低差あり基準未対応で非適合	<input type="checkbox"/> エレベータ設備がない <input type="checkbox"/> 高低差がない
	① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず非適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまして適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 <input type="text"/> mm <input type="checkbox"/> 傾斜路と段の併設で対応 (③に記述) <input type="checkbox"/> 傾斜路のみで対応 設けた傾斜路勾配 1 / <input type="text"/> 設けた傾斜路有効幅員 <input type="text"/> mm
	② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 手すりを設置して適合 → <input type="checkbox"/> 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの床面からの高さ <input type="text"/> mm
	③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④に掲げる基準※に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	設けた傾斜路有効幅員 <input type="text"/> mm 設けた段の有効幅員 <input type="text"/> mm
	※(2)イ①から④ ① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。 ② 蹴込みが30mm以下であること。 ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 ④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたまして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず①②非適合 → <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたまして③④適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず③④非適合 →	けあげの寸法 <input type="text"/> mm 踏面の寸法 <input type="text"/> mm ※(けあげ) x 2 + (踏面) = <input type="text"/> mm 蹴込みの寸法 <input type="text"/> mm 最上段食い込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ <input type="text"/> mm

本書類の作成者	氏名	<input type="text"/>	Ⓔ	作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限りま。なお、応募時の共同申請者でなくても差し支えありません。  建築士資格の種類と登録番号を明記してください  建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください	
	資格	建築士免許の種類	<input type="text"/>		登録番号 <input type="text"/>
		建築士事務所の名称	<input type="text"/>		登録番号 <input type="text"/>
	所属事務所	住所	<input type="text"/>		
		電話	<input type="text"/>		

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。  
 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。

様式1-② (要綱第5条関係)

加齢対応構造等のチェックリスト 【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から5号に規定する基準】												
1. 新築又は改修の別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改修												
<small>※既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、別紙2①に掲げる基準をそのまま適用することが適当でないとして登録主体が認める場合に限り適用されます。</small>												
2. バリアフリー基準への対応状況 <span style="float: right;"> <input type="checkbox"/> のある欄は、該当するものを  <input type="checkbox"/> に置き換えてください  <input type="checkbox"/> を■に置き換えてください                          自由欄はなるべく具体的に記述してください                     </span> <span style="float: right;">添付資料の 対応箇所等</span>												
住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ									
<b>A 【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から4号に規定する基準】</b>												
一 床は、原則として段差のない構造のものであること。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	B(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第5号に規定する基準)の1(1)、2(1)記載参照										
二 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。		Bの1(2)記載参照										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">T ≥ 19.5 (T: 踏面の寸法)</td> <td style="width: 20%;"><input type="checkbox"/> 適合</td> <td style="width: 20%;"><input type="checkbox"/> 非適合</td> </tr> <tr> <td>R ÷ T ≤ 22 ÷ 21 (R: けあげの寸法)</td> <td><input type="checkbox"/> 適合</td> <td><input type="checkbox"/> 非適合</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ T + 2R ≤ 65</td> <td><input type="checkbox"/> 適合</td> <td><input type="checkbox"/> 非適合</td> </tr> </table>	T ≥ 19.5 (T: 踏面の寸法)		<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	R ÷ T ≤ 22 ÷ 21 (R: けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	55 ≤ T + 2R ≤ 65	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
T ≥ 19.5 (T: 踏面の寸法)	<input type="checkbox"/> 適合		<input type="checkbox"/> 非適合									
R ÷ T ≤ 22 ÷ 21 (R: けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合										
55 ≤ T + 2R ≤ 65	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合										
三 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。		Bの2(2)記載参照										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">T ≥ 24 (T: 踏面の寸法)</td> <td style="width: 20%;"><input type="checkbox"/> 適合</td> <td style="width: 20%;"><input type="checkbox"/> 非適合</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ T + 2R ≤ 65 (R: けあげの寸法)</td> <td><input type="checkbox"/> 適合</td> <td><input type="checkbox"/> 非適合</td> </tr> </table>	T ≥ 24 (T: 踏面の寸法)		<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	55 ≤ T + 2R ≤ 65 (R: けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合					
T ≥ 24 (T: 踏面の寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合										
55 ≤ T + 2R ≤ 65 (R: けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合										
四 便所、浴室及び居住部分内の階段には、手すりを設けること。		Bの1(3)記載参照										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">便所</td> <td style="width: 20%;"><input type="checkbox"/> 適合</td> <td style="width: 20%;"><input type="checkbox"/> 非適合</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td><input type="checkbox"/> 適合</td> <td><input type="checkbox"/> 非適合</td> </tr> <tr> <td>居住部分内の階段</td> <td><input type="checkbox"/> 適合</td> <td><input type="checkbox"/> 非適合</td> </tr> </table>	便所		<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	浴室	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	居住部分内の階段	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
便所	<input type="checkbox"/> 適合		<input type="checkbox"/> 非適合									
浴室	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合										
居住部分内の階段	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合										

**B 【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第5号に規定する基準】**

**1 住宅の専用部分に係る基準**

(1) 段差 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる便所、浴室、玄関、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室、特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。))を除く。))にあるバルコニー又は特定寝室の存する階にある全ての居室及びこれらと結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。))内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。))であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 全ての床に5mm超の段差なく適合 <input type="checkbox"/> ①～⑥以外に5mm超の段差なく適合 <input type="checkbox"/> ①～⑥以外に5mm超の段差あり非適合	<input type="checkbox"/> ①～⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない <input type="checkbox"/> ①～⑥該当なし <input type="checkbox"/> ①～⑥の該当部あり		
	① 玄関の出入口の段差		<input type="checkbox"/> 該当部なし <input type="checkbox"/> 該当部あり		
	② 玄関の上がりかまちの段差		<input type="checkbox"/> 該当部なし <input type="checkbox"/> 該当部あり		
	③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。))の出入口及び上がりかまちの段差		<input type="checkbox"/> 該当部なし <input type="checkbox"/> 該当部あり		
	④ バルコニーの出入口の段差		<input type="checkbox"/> 該当部なし <input type="checkbox"/> 該当部あり		
	⑤ 浴室の出入口の段差		<input type="checkbox"/> 該当部なし <input type="checkbox"/> 該当部あり		
⑥ 室内又は室の部分の床その他の部分の床の90mm以上の段差		<input type="checkbox"/> 該当部なし <input type="checkbox"/> 該当部あり			
(2) 階段 ※専用住戸内部	住戸内の階段の各部の寸法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあつては、この限りでない。 イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 ロ 蹴込みが30mm以下であること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段あるがホームエレベーターも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 <input type="text"/> / <input type="text"/> けあげの寸法 <input type="text"/> mm 踏面の寸法 <input type="text"/> mm ※ (けあげ) x 2 + (踏面) = <input type="text"/> mm 蹴込みの寸法 <input type="text"/> mm		
	ハイに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあつては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分		<input type="checkbox"/> 回り階段ではない <input type="checkbox"/> 以下に該当しない回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄③に該当する回り階段		
(3) 手すり ※専用住戸内部	イ 手すり、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあつては、日常生活空間内に存するものに限る。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない			
	空間	手すりの設置の基準			
	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあつては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段あるがホームエレベーターも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 <input type="text"/> / <input type="text"/> 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ <input type="text"/> mm	
	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合		
	浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内の姿勢保持のためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に浴室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合		
	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/> 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 下地処理があり適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合		
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に脱衣室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 下地処理があり適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合			



(1) 共用廊下	<input type="checkbox"/> 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし →  <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたまさない →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 <input type="checkbox"/> 開放された共用廊下なし <input type="checkbox"/> 存在するが1階のため適用外  腰壁等の高さ                    mm 手すりの腰壁等からの高さ    mm 手すりの床面からの高さ       mm  該当する手すり子の間隔       mm	
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。  ② 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面又は腰壁等(その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。			
(2) 主たる共用の階段	次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当する共用階段なし(平屋建て等) <input type="checkbox"/> 全適合 <input type="checkbox"/> 部分適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
	イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	<input type="checkbox"/> ①～④に適合 <input type="checkbox"/> 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合	
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみまして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず①②非適合 →	けあげの寸法                    mm 踏面の寸法                    mm ※(けあげ)x2+(踏面)=       mm	
	② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法                    mm	
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみまして③④適合 →	最上段食い込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
④ 手すりが、少なくとも片側に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず③④非適合 →	手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側		
<input type="checkbox"/> 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、その高さが1m以下の階段の部分については、この限りでない。  ① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。  ② 転落防止のための手すりの手すり子であって、踏面の先端又は腰壁等(その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし  <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたまさない →	<input type="checkbox"/> 開放された廊下・階段なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下  腰壁等の高さ                    mm 手すりの腰壁等からの高さ    mm 手すりの踏面先端からの高さ   mm  該当する手すり子の間隔       mm		
本書類の作成者	氏名	◎		作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくても差し支えありません。  建築士資格の種類と登録番号を明記してください  建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください
	資格	建築士免許の種類	登録番号	
	所屬事務所	建築士事務所の名称	登録番号	
	住所			
	電話			
以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。 <input type="checkbox"/> 登録の更新を受けようとする建物の状況は、      年    月    日時点で、上記のとおりであることを誓約します。				

様式第2号（法第7条関係）

まち発第 号  
年 月 日

（申請者）

登録申請者の住所又は主たる事務所の所在地

登録事業者の商号、名称又は氏名 様

甲府市長

サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書

年 月 日付で申請のありましたサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の規定により登録したので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

登録住宅の位置			
登録住宅の名称			
登録番号		登録年月日	年 月 日
備考（参考事項）			

ま ち 発 第 号  
年 月 日

（申請者）

登録申請者の住所又は主たる事務所の所在地  
登録事業者の商号、名称又は氏名 様

甲府市長

サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準不適合通知書

申請のあった下記のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録について、下記の理由により高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の基準に適合しないと認められるので、同法第7条第4項の規定に基づき通知します。

記

申請に係る住宅の名称	
申請に係る住宅の所在地	
申 請 年 月 日	年 月 日
登録の申請が基準に適合しないと認める理由	
備考（参考事項）	

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

甲府市 まちづくり部 住宅課

電話 055-237-5812

（申請者）

登録申請者の住所又は主たる事務所の所在地  
登録事業者の商号、名称又は氏名 様

甲府市長

サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書

申請のあった下記のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第8条第1項の規定に基づき、下記の理由により登録を拒否したことを通知します。

記

申請に係る住宅の名称	
申請に係る住宅の所在地	
申請年月日	年 月 日
登録を拒否する理由	
備考（参考事項）	

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

甲府市 まちづくり部 住宅課  
電話 055-237-5812

様式第5号（要綱第10条関係）

まち発第 号  
年 月 日

（申請者）

登録申請者の住所又は主たる事務所の所在地

登録事業者の商号、名称又は氏名 様

甲府市長

サービス付き高齢者向け住宅事業変更登録通知書

年 月 日付で届出のありましたサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条第3項（法第11条第4項）の規定により変更の登録をしたので通知します。

記

登録住宅の位置			
登録住宅の名称			
登録番号		登録年月日	年 月 日
届出の種類	<input type="checkbox"/> 法第9条第1項（変更届） <input type="checkbox"/> 法第11条第3項（地位承継届）		
備考（参考事項）			

様式6（法第11条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

登録事業者の住所又は主たる事務所の所在地  
商号、名称又は氏名 印

サービス付き高齢者向け住宅事業地位承継届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第11条第1項および第2項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業を次のとおり承継しましたので、同法第11条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

登録番号	登録年月日	年 月 日
登録住宅の名称		
地位を承継した者の氏名または名称		
地位を承継した者の住所		
地位の承継を受けた者の氏名または名称		
地位の承継を受けた者の住所		
地位を承継した理由		
詳細		
地位を承継した日		

備考

1. 承継の日から30日以内に届出書を提出すること。
2. 承継の理由は、事業譲渡、相続、合併、分割のいずれかを記入すること。
3. 詳細には承継の理由に記載した事実を証する書類を添付すること。

様式7（法第12条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

登録事業者の住所又は主たる事務所の所在地  
商号、名称又は氏名 印

サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第1項および第2項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等を届け出ます。

登録時業者の 氏名または名称			
登録事業者の住所			
登録番号		登録年月日	年 月 日
登録住宅の名称			
届出事由 <small>いずれかに○を入れてください。</small>	登録事業の廃止 (法第12条第1項第1号)	廃止予定日	年 月 日
	登録事業者の解散 (合併、破産の場合を除く) (法第12条第1項第2号)	解散予定日	
	破産手続開始の決定 (法第12条第2項)	破産手続	

備考

1. 廃止および解散の場合、予定日の30日前までに届出書を提出すること。
2. 破産手続開始決定を受けた場合は、破産管財人が、決定日から30日以内に届出書を提出すること。

様式8（法第13条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

登録事業者の住所又は主たる事務所の所在地  
商号、名称又は氏名 印

サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第1項第1号の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消を申請します。

登録事業者の 氏名または名称			
登録事業者の住所			
登録番号	登録年月日	年 月 日	
登録住宅の名称			
抹消の理由			

様式9（法第24条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

登録事業者の住所又は主たる事務所の所在地  
商号、名称又は氏名 印

サービス付き高齢者向け住宅の業務実施状況等報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条の規定に基づき、下記のとおり業務実施状況等を報告します。

登 録 番 号		登録年月日	年 月 日
登録住宅の名称			
報 告 事 項			
報 告 内 容			

様式10（要綱第16条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

登録事業者の住所又は主たる事務所の所在地  
商号、名称又は氏名 印

サービス付き高齢者向け住宅の登録事業開始報告書

甲府市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要綱第16条の規定に基づき、登録事業開始日等について、下記のとおり報告します。

登録番号		登録年月日	年 月 日
登録住宅の名称			
住宅の完成年月日	年 月 日		
事業開始年月日	年 月 日		

備考

1. この報告書は、事業開始日から30日以内に提出すること。

(あて先) 甲府市長

登録事業者の住所又は主たる事務所の所在地  
商号、名称又は氏名 印

サービス付き高齢者向け住宅の定期報告書

私が管理するサービス付き高齢者向け住宅について、次のとおり 年 12 月 31 日  
時点における管理状況を報告します。

登録番号		登録年月日	年	月	日
住宅の名称					
住宅の所在地					
事業開始年月日*1	年 月 日				
管理戸数	戸	入居戸数	戸	空部屋戸数	戸
入居者数	入居前の住所地別			介護保険利用	
				有	無
	県内	登録住宅所在地内	名	名	名
		登録住宅所在地外	名	名	名
	県外		名	名	名
合計		名	名	名	
登録情報の相違	(有・無) ※有の場合は、別紙 1 に内容を記入				
修繕・改修の実施*2	(有・計画有・無) ※有・計画有の場合は、別紙 2 に内容を記入				
問合せ先 (事務所・事務担当者)	所在地 社名・商号 部署名 職氏名 電話番号 FAX 番号 E-mail				

\*1 高専賃・有料老人ホーム等としてではなく、サービス付き高齢者向け住宅として事業を開始した日。

\*2 軽微な修繕(汚損箇所の修復・交換、窓ガラス補修等)については、報告不要。

登録情報の相違

建物名 : \_\_\_\_\_

年 月 日現在

サービス付き高齢者向け住宅の登録申請書(別紙)に記載の登録事項	差異の有無
1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者支援生活支援サービス及び入居者から受領する金銭	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
10. 登録申請が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切である旨	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>

サービス付き高齢者向け住宅の登録申請書(別添1・2)に記載の登録事項	差異の有無
役員名簿	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>

サービス付き高齢者向け住宅の登録申請書(別添3)に記載の登録事項	差異の有無
1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
2. 共同利用設備等	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>

サービス付き高齢者向け住宅の登録申請書(別添4)に記載の登録事項	差異の有無
1. 状況把握及び生活支援サービスの内容	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
2. 食事の提供サービスの内容	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
3. 入浴、排せつ、食事の介護サービスの内容	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
4. 調理、洗濯、清掃等の家事サービスの内容	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
5. 健康管理サービスの内容	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>
6. その他のサービスの内容	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>

該当箇所がある場合は、直ちに変更の届出書を提出してください。

修繕及び改修の実施状況

建物名 : \_\_\_\_\_

年 月 日現在

実施状況

実施年月日	箇所	実施内容	摘要

計画内容

実施予定年月日	箇所	実施予定内容	摘要

※ 建物の増築、設備の増設・交換等、設置基準に影響する修繕・改修について記載してください。

※ 軽微な修繕（汚損箇所の修復・交換、窓ガラス補修等）については報告不要です。

まち発第 号  
年 月 日

（申請者）

登録申請者の住所又は主たる事務所の所在地  
登録事業者の商号、名称又は氏名 様

甲府市長

サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第26条第1項または第2項の規定に基づき、下記のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を取り消したので、同条第3項に基づき通知します。

記

サービス付き高齢者向け住宅の名称			
サービス付き高齢者向け住宅の所在地			
登録番号		登録年月日	年月日
登録を取り消した理由			
備考（参考事項）			

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

甲府市 まちづくり部 住宅課  
電話 055-237-5812